

募集結果掲載様式

案件名	葛城市公共施設等総合管理計画		
案件及び関連資料	「葛城市公共施設等総合管理計画」 上記資料及び募集結果は、本ホームページ以外に次の場所で閲覧できます。 ・葛城市役所 総務部 管財課（新庄庁舎4階） ・葛城市役所 新庄庁舎・當麻庁舎1階 ・新庄図書館・當麻図書館		
意見募集期間	令和4年8月5日（金）～令和4年8月31日（水）まで		
意見をいただいた人数	7人	受付した意見等の件数	35件

※ いただきましたご意見等に対する葛城市の考え方は以下のとおりです。

対象 ページ	意見等	意見等に関する考え方
1	<p>【No.1】初版の「総合管理計画」の実施状況を見る（市民が作業の確認）事はできますか？</p>	<p>【案の修正なし】 本計画のP.38、39に「これまでの公共施設マネジメントの取組み」について記載しております。</p>
	<p>【No.2】DXの推進については計画に反映されないのでしょうか？</p>	<p>【案の修正なし】 ICT技術の発展に対応した公共施設のあり方検討の必要性については触れておりますが、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進について、本計画に掲載する予定はございません。</p>
	<p>【No.3】今回の改定案は、財政上の理由から、施設総量の縮減を強調しています。他方、葛城市の公共施設の市民1人あたりの公共施設延床面積は、類似団体と比較して、同程度もしくは低い水準にあると指摘しています。また、人口も当面は現在と同水準の人口規模を維持すると考えられる、としています。そうであるならば、施設総量の縮減を計画の目的に据えて実行すれば、他の類似団体と比較において葛城市の公共施設によるサービスをさらに低い水準に下げることになります。人口減少により保育所などを閉所しても、除去したり遊休施設にしたりせず、地域子育て支援センターとして利用することによって住民のあらたなニーズにこたえてサービスを充実させている自治体もあります。葛城市においても、遊休施設がいくつかあり、その利用状況について、議会において問題点が指摘されていますが、市民サービスの向上のために、縮減ではなく、施設の有効利用を考えるという観点が計画案には欠落しているのではないのでしょうか。時代とともに住民のニーズも</p>	<p>【案の修正なし】 施設総量の縮減を図りつつ、公共サービスを維持していくため、本計画の2章では公共施設の適切な維持保全に向けた方針として、保有資産の有効活用を含めた4つの方針を軸に、今後の手順を明確に示し、バランスの取れた公共施設マネジメントの推進を目指すとしています。また、葛城市は類似団体と比較して住宅系施設の割合が低いこともあり、市民一人当たりの公共施設延床面積が平均以下の水準となっておりますが、生産年齢人口の減少傾向が続く状況にあることも事実ですので、施設の整備に限らない行政サービスの提供についても、引き続き並行して推進してまいりたいと思います。</p>

	<p>変化します。施設を縮減してもサービスを維持する、という考えではなく、住民サービスの向上という観点から公共施設の有効利用を論じるという視点が大切なのではないのでしょうか。そうした考え方を計画案において示すべきと考えます。</p>	
3	<p>施設の基礎情報、コスト情報、サービス状況などのデータの一元化に取り組んでいます。</p> <p>【No.4】①情報収集手段に「葛城市意見書記入用紙」からの内容も採用されていますか？</p> <p>【No.5】②収集・分析したデータについて現在HPで検索できますか？又はいつから検索できますか？</p> <p>私、葛城市の「安全安心、きれいなまちに、お役人のお仕事」等を趣旨とした意見書を提出しています。「葛城市公共施設等総合管理計画（案）」の情報収集に沿ったような意見内容もあります。不具合対策順位を決定する時、機能優先の市民判断よりコスト優先の市の判断が採用されると思っています。（経験則です。）</p>	<p>【案の修正なし】</p> <p>①市民の皆様からいただいた貴重なご意見を施策に反映できるよう、各課・施設において検討・対応させていただいております。</p> <p>②現在、内部資料として編集中ですので、ホームページ等への掲載時期は未定でございます。</p>
4	<p>【No.6】PPP/PFIについて、解説文を記載すべきです。因みに、日本PFI・PPP協会のホームページでは「PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。」となっており、内閣府の民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）のホームページでは、「内閣府は公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るPPP/PFI手法の推進を通じて、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していきます。」となっています。</p>	<p>【案の修正あり】</p> <p>ご意見を踏まえ、P.4にPPP/PFIの解説文を記載いたします。</p>

5	<p>少子高齢化による税収の減少、そして、それに伴う公共福祉の縮小化の課題は現在、どこの自治体にもある悩み事です。当然、公共施設の企業への委託は必然の流れとなります。しかし、簡単な調査のみで、重要な公共施設の管理を企業に委託すると、中には、法令遵守すら守らない企業が出現します。(法を守らない企業は、あらゆる人間関係に揺さぶりを入れて来るので困るのです)</p> <p>【No.7】①公共施設管理の業者委託仕様書は、厳密に作成する必要有り。(特に法令遵守/資格/就労人数は明確化が必要で有り、仕様書を守らない時は、違約金や契約解除も契約書に記載すべき事項です。)</p> <p>【No.8】②公共施設委託企業への監視体制を構築して置くべきです。(企業側の公共施設の運営状況を抜打ちでチェック出来る契約にすべきです。)PDCAに有る様に中間点で、C(チェック)を必ず入れる必要が有ります。企業に業務委託すると「企業任せ」で終わりでは無いのです。公共施設の事ですから、企業への監視体制を構築して置く事が重要でございます。</p>	<p>【案の修正なし】</p> <p>①「法令遵守/資格/就労人数」は入札参加資格審査申請時に報告いただいております。また、委託契約書例中に、違約金や契約解除について規定しております。</p> <p>②委託契約書例中に、受注者に対し、業務の調査又は報告を求められることができる旨を規定しております。また、業務完了後は職員による検収が必須となっております。</p>
	<p>【No.9】ゼロカーボンシティ宣言をしているにもかかわらず、新築時だけでなく改修も含めたZEB化の表現が必要では？</p>	<p>【案の修正あり】</p> <p>ご意見を踏まえ、P.5の「省エネルギーの推進」を「脱炭素化の推進」に変更いたします。ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)など、個別の推進手法については、実施時点の計画に掲載することとなるため、本計画に掲載する予定はございません。</p>
12	<p>【No.10】新庄スポーツセンター、二上山ふるさと公園、屋敷山公園、磐城小学校学童保育所、新庄北小学校学童保育所、忍海小学校学童保育所のこれらの施設が「用途廃止、機能移転を前提に5年以内を検討」する対象としてあげられているのは、市民の感覚、感情からかなりずれているのではないのでしょうか。施設評価基準の妥当性が疑われます。施設評価基準についての再検討を求めます。</p>	<p>【案の修正あり】</p> <p>評価の見直しを行った結果、一部施設は「継続運用」となりましたので修正させていただきます。評価結果と現方針とに乖離があるものについて誤解を招かないよう、施設評価結果の一覧の備考欄に現方針等を掲載させていただきます。</p>

	<p>【No.11】今、毎朝市のグラウンド（農村、健民いずれも）では、高齢者がサークルをつくり、グラウンドゴルフなどを行っている。これがどれほどの市民の健康増進と市財政に貢献しているか。大切にすべきである。（利用検討に當麻建民グラウンドがはいている。）</p>	<p>【案の修正あり】 【No.10】の回答と同様</p>
	<p>【No.12】「屋敷山公園」については、計画（案）を知らせると「市民の誇る庭園を廃止などありえない」の声が一斉に出ている。維持管理費は高いとは思いますが市民の熱い思いは数字に出ているだろうか。</p>	<p>【案の修正あり】 【No.10】の回答と同様</p>
	<p>【No.13】二上山ふるさと公園が「あり方検討」＝「用途廃止、機能移転を前提に5年以内に検討→実施」となっていますが、理由は何ですか？多くの子供や大人が訪れて楽しんでいます。むしろ、更に公園の充実を図るべきだと思います。「あり方検討」評価に反対です。「継続運用」にするべきです。</p>	<p>【案の修正あり】 【No.10】の回答と同様</p>
13	<p>【No.14】①保育所、学童保育所が「あり方検討」や「更新検討」＝「大規模改修を前提としながら、更新自体の要否を5年以内に検討」となっていますが、17ページには「子どもの数が横ばいと見込まれるため、当面は現状を維持します。耐震性の確認されていない施設は耐震化を進めます。保育所の総合的な子育て支援の場として、さらなる活用の充実を図ります」となっています。12ページの評価と17ページの表記内容が矛盾を含んでいます。それに「5年以内」は「当面」の範疇に入るのではないのでしょうか。</p> <p>②保育所の民営化には次のような問題があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減、効率化が優先されて保育の質が低下するのではないか。 ・保育料以外の備品や教材代が高くなり保護者の負担が増大するのではないか。 ・勤続年数の長い保育士は人件費が高いため、勤続（経験）年数の少ない保育士に置き換えられるのではないか。 ・経営者は儲からないときはすぐに撤退して、地域の保育事業の継続性、安定性が保持できなくなるのではないか。 <p>以上の理由から、保育所、学童保育所の評価を「継続運用」に変更するべきです。現在の葛城市立とい</p>	<p>【案の修正あり】 【No.10】の回答と同様</p>

	<p>う運営形態は維持するべきです。</p> <p>【No.15】「ヤシキアト団地」「堂の久保団地」は「用途廃止」としてありますが、その理由をしっかりと記載するべきです。理由が、ただ単に「耐用年を超過」というのであれば理由が薄弱であり廃止するべきではありません。現在の葛城市営住宅の総戸数は維持するべきです。日本では今後も貧困は拡大していきます。低所得者・生活困窮者の重い家賃負担、高齢者の住宅確保の困難は増大していきます。公営住宅法第一条は、「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」、第3条は「地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。」と規定しています。用途廃止は地方公共団体の目的・責務を否定、放棄することになります。</p>	<p>【案の修正なし】</p> <p>建築年がヤシキアト団地（昭和26年）、堂の久保団地（昭和33年）となっており、公共施設マネジメントシステムの建物劣化・設備管理評価がD判定となったことが主な理由でございます。また、「葛城市公営住宅長寿命化計画」に基づき、現居住者の退去にあわせて用途廃止の予定でございます。</p>
	<p>【No.16】新庄北幼稚園が継続運用となっていますが、現状クラス人数が少なすぎると思います。同じ市内で比較しても、あまりにも差があるように思います。現状を知らない地域の方にお話をすると驚かれます。人数が横ばいとありますが年々減っています。校区の再編検討はされていないのでしょうか？進んでいく高齢化社会や周辺の住宅状況、保育所へ入れる方の増加などを考えると今後減少していく一方では？と思ってしまいます。先生方や地域コミュニティも大事ですし、少人数ならではのメリットも理解していき。ただデメリットもあります。今しかないこの時期に少しでも多くの人と関わりや思い出を沢山作って欲しい。子供達の現状を見ていますと、早急に対応して頂きたいと日々強く思っております。</p>	<p>【案の修正なし】</p> <p>校区の再編については、現在、教育委員会で検討中でございます。</p>
14	<p>【No.17】孝女伊麻史跡公園の建物が「あり方検討」となっています。建物は公衆トイレと東屋だけですが、散歩の人や、営業職の人などが利用しています。また、市外から観光やハイキングに来られる人には公衆トイレはありがたい施設です。トイレを</p>	<p>【案の修正あり】</p> <p>【No.10】の回答と同様</p>

	<p>管理するのは大変だと推察しますが、「継続運用」に変更するべきです。</p>	
<p>15</p>	<p>【No.18】 農業者健康管理休養センターの評価が「利用検討」＝「用途変更、複合利用などを前提に10年以内に検討」となっています。15ページの記載を「農業者健康管理休養センターは5年以内に今後の方向性を決定し、実施対応します」というように変更するべきです。理由：平成25年3月25日に予算特別委員会議事録92～99ページによると、次のような議論が行われています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農業者健康管理休養センターの活用については、合併前、合併後も大いに議論されてきたところであります」（92ページ） ・「これは昭和55年から58年まで、3億2,800万円、農林水産省の補助金をいただきながら、旧當麻町が建設をした建物でございます。他の目的に使用するという形になれば、その時点で補助金の返還というものを求められる。現在のところ、試算でございますけれども、上限で7,000万円、下限で2,100万円ほどの補助金の返還というものが予想されるところでございます。」「このままの状況で他の施設に使用するという場合は今申し上げた返還金が生じ、なおかつ、今現在あのままの状況では使えませんので、そこに2億円、3億円の費用を投じて水道設備、電気設備、エアコン等の設備等、照明も含めて入れていかなければならないということがあるわけでございます。」「毎年300万円から400万円ぐらいの費用がかかっております。」（96ページ） ・「2,000万円から7,000万円の返還という痛い支出があろうとも、これから10年間、もう合併して10年間になろうとしている。300万円とすれば3,000万円。これからまた5年、10年になれば、1,500万円、また3,000万円が重なっていくわけであります。貴重な公共施設が単なる費用の問題だけではなくて、活用されないということは、行政として、議会として看過できない問題だということを改めて強調しておきたい。」（98ページ） <p>→このように葛城市誕生の平成16年（2004年）以来、約18年間も問題を先送りにしています。それなのに本案では更に「10年以内に検討」とすると</p>	<p>【案の修正なし】</p> <p>農業者健康管理休養センターの今後の方向性については、検討中のため、期限を明記せず原案のとおりといたします。</p>

	しているのは、あまりにも事なかれ主義がすぎるというものでしょう。	
23	<p>【No.19】23 ページのクリーンセンターについての記載をもっと丁寧、慎重に書き直すべきです。理由(1)クリーンセンターについて「長期的視点では・・・広域化も考えられるため、早期から周辺市町村と連携を検討します」となっていますが、広域化ということになれば、他市町村のゴミを引き受けることやゴミ収集の有料化などの問題が発生する可能性があります。「長期的視点では」とは言え広域化も考えられる状況と言うのなら、それこそ「早期から」まず、クリーンセンターの今後の全般について當麻住民との話し合いや、市民へのゴミ問題の状況説明などが先行されるべきです。</p> <p>(2)本クリーンセンター建設では、2011年(平成23年)に、當麻大字の多数世帯が建設反対の署名をしたこと、70人もの當麻住民が原告となって裁判に訴えたことなどからの反省、教訓はなかったのでしょうか。</p>	<p>【案の修正なし】</p> <p>クリーンセンターの広域化について、現時点で具体的なことは決まっていないため、原案のとおりといたします。</p>
26・27	<p>【No.20】A1による水道管劣化を診断するソフトが開発され、水道管の更新を計画的に行っている行政では、工事費が大幅に削減できたとの報道がありました。葛城市でも導入し計画に反映できるのでは？</p>	<p>【案の修正なし】</p> <p>今後の施策へのご意見として承ります。</p>
28	<p>【No.21】現在「公民連携」した、交通安全や、子供の安全を守る等の組織があるが町中の状況を見ると公の思惑通りに進んでいるように見えないし、公もICT管理できていない様であり本計画の「公民連携」も機能するのか気になっています。</p> <p>【No.22】図⑧のCのメンバー「民間企業」にも参加してもらって専門的な意見、判断を最初から情報として収集するべきだと思います。例、公共バスの法定協議会には「民間企業」が参加して意見を述べています。</p>	<p>【案の修正なし】</p> <p>葛城市公共施設マネジメント推進本部会議・推進委員会等で協議を重ねながら、公民連携の推進を検討してまいります。</p> <p>【案の修正なし】</p> <p>葛城市公共施設マネジメント推進本部会議・推進委員会等で協議を重ねながら、民間企業の参加について検討してまいります。</p>
29	<p>【No.23】「公共施設マネジメント推進のためには庁内横断の組織体制に加え、検討から実行までの決定プロセスが明確でないと、円滑な施設管理が実現しません。庁内横断＝部署からの見直しの要求がある、なしに関わらず部署間の枠を超えて「葛城市公共施設等総合管理」作業が行える事と理解します、良いと思います。(横断WG)</p>	<p>【案の修正なし】</p> <p>ご意見につきましては、今後の公共施設マネジメントの参考とさせていただきます。</p>

	<p>【No.24】①PDとCAの違いと、管理者の現状把握の今</p> <p>PDにはスタート時から予算がついているか、又は予算が付くことを約束されているうえでの作業であるのに対して、CAは予算が全くついておらず、部署の管理者が守備範囲を巡回チェックして、現状の結果と対策の必要がある状態について上に報告する作業であるが、その時上は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算はついているのか？ ・いま改善する必要性はあるのか？ ・現状として市民にも認められているのではないのか？ ・改善した前例（他課の例）があるのか？ ・市民に重大事故が起きたのか？ ・俺がいなくなってからやってくれ。他 <p>このような改善に否定的な意見が返ってくるのが予測できる事、また前任者から受け継いだものであり、担当者はデスクから立ち上がって守備範囲の巡回等（現状の把握）に出かけないのが現状である。（経験で覚えた事です。）</p> <p>【No.25】②管理者は自主的に、又は市民からの意見書によってCを行うことが出来ると思います。しかし、Cの後のA（障がい者への合理的な配慮も含めて）は財政を握る上層部の判断に任されているため管理者が自主的に現状把握を行う事は少なく、意見書により現状把握をしてもその場しのぎの適当な回答で終わらせるのが現状だと思っています。</p>	<p>【案の修正なし】</p> <p>①一般的に、予算編成はP（計画）の段階に含まれます。P.29に記載されているように、C（評価）を行う対象は過去の「P（計画）」を「D（実行）」した結果であり、A（改善）はC（評価）で判明した課題に対応して改善し、円滑に「P（計画）」を実施する準備作業という位置づけでございます。</p> <p>②ご意見につきましては、今後の公共施設マネジメントの参考にさせていただきます。</p>
39	<p>【No.26】いきいきセンター耐震診断の結果について「耐震診断実施→条件付き耐震性あり」（令和元年度）以前、いきいきセンターに意見書で聞きました。Q＝耐震診断結果を教えてください。公表しますか？ A＝耐震性があるとのこと。公表の義務のない施設のため公表しておりません。今後掲示する予定もございません。（回答書より抜粋した。）</p> <p>※表4を読んで「公表の義務がない。」の意味が分かりました。</p>	<p>【案の修正なし】</p> <p>ご意見につきましては、今後の公共施設マネジメントの参考にさせていただきます。</p>

41	<p>【No.27】「市民協働や民間活力の導入」に参加の手を挙げたいと思っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加できますか？ ・選考会などありますか？ ・参加の手順を教えてください。 ・組織名を教えてください。 	<p>【案の修正なし】</p> <p>市民協働は、必ずしも組織を発足するものではございませんが、今後も行政運営にご協力お願いいたします。</p>
	<p>【No.28】「公共施設について検討するあらゆる場面で、市民協働や民間活力を導入し、課題解決を図ることとします。」とあるが、民間活力が「民営化」と受け取れる。「公共の施設」は公共だから市民に開かれ市民福祉に役立っている。町づくり、安心の暮らしづくりは市民が参加してこそ豊かになる。だから、「あらゆる場面で、市民協働」は理解できるが「あらゆる場面で、民間活力を導入」は好ましくない。</p>	<p>【案の修正なし】</p> <p>民間活力の導入は「民営化」だけを指すのではなく、民間の資金やノウハウを活用し、多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応するとともに、最小経費で最大の効果の実現を図ろうとするものです。今後も市民の皆様には有益な行政サービスを提供できるよう、民間活力の導入を検討してまいります。</p>
	<p>【No.29】民間の企業の第一の目的は利益を上げることです。一方、地方自治法では「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本」（第1条の2）とされています。目的、基本が大きく違うにもかかわらず、連携するのですから、住民・利用者の負担増、企業利益優先の「民間主導」にならないように、かつ「市民の皆様・・・との協働及び合意形成を図りながら」（本案 29 ページ）、「公共施設について検討するあらゆる場面で、市民協働・・・を導入」（本案 41 ページ）とういことをきちんと担保、保障すべきです。よって、41 ページ 3 のタイトルに「検討のあらゆる場面で市民、利用者の意見を聞く」の文言を付け加えるべきです。</p>	<p>【案の修正なし】</p> <p>公共施設では、様々な課・施設が多様なサービスを提供しており、市民の皆様のご意見が必要な案件を各課・施設において精査し、ご意見を募集しております。これにより原案のとおりといたしますが、公共施設等に関し、ご意見・ご要望がありましたら、ご遠慮なく各課・施設にお問い合わせください。</p>
42～44	<p>【No.30】表 6 施設情報収集項目一覧について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間からの情報が寄せられるのは「バリアフリー対応」くらいで他は建物診断に明るい人たちになってしまうのではないだろうか？そんな現状把握項目である。 ・バリアフリー対応→「障がい者への合理的な配慮の提供」の優先度合いはどのあたりだろう？ ・バリアフリーについての情報提供は、障がい者からの情報提供がなければ完成しないと思います。 	<p>【案の修正なし】</p> <p>バリアフリー対応は、「対応箇所数」と「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」により評価しており、具体的には、車椅子用エレベーター、自動ドア、障害者用トイレ、車椅子用スロープ、障害者用駐車場、手すり、点字ブロックの有無で評価を行っております。</p>
43	<p>【No.31】①建築基準法第 12 条をやたらと主張されていますが「ただの抜粋した法令の一例」で有れば内容としては OK ですが、たった、この程度の法令</p>	<p>【案の修正なし】</p> <p>①施設の評価に必要な項目の 1 つとして、12 条点検と消防点検を上げております。</p>

	<p>遵守事項の項目で有れば、絶対数がかなり不足しています。(この程度の内容だけでは法令違反になりますよ。法令でOUT) 具体的には、施設管理の法令として、ビル管法・消防法・電気事業法・ボイラー技士法も配慮しなければならないのです。さらに、職員の就労人数によっては、労働安全衛生法も考慮しなければならないのです。この辺りの法律OUTになって来ると労働監督署の立入も発生し、両罰規定で刑事罰までも有るのです。</p> <p>【No.32】②公共施設の企業側への業務委託は、予算や利便性だけは無く、「契約」(民法/商法)を確り定めて置いて、問題発生を水際で防止する必要があります。また、不幸にして問題を水際で防止出来なかった時の為に、監視/チェック機能も契約に入れて置く必要があります。</p>	<p>施設の管理に必要な法定点検等については、各施設において、専門業者に委託し、法令等に基づき適切な点検を実施しております。</p> <p>②委託契約書例中に、「契約の遵守状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。」「契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について発注者の指示に従うものとする。」旨の規定を定めております。</p>
45・46	<p>【No.33】(1)防災設備『3.非常用照明器具は点灯するか?』→非常灯/誘導灯の事では?バッテリー式と交流式が有るので、毎日の巡視時に警備員は点検を確認しなければならない。</p> <p>(2)防災設備『5. 消火器は適正な位置に置かれているか?』→適正な位置とは何か?消火器配置図の事で有れば、消火器の付近に当該表を貼付けしなければならない。(実際に消火器の噴霧時間は数秒間なので、1本では不足の時が有り、周辺から消火器を数本集めなければならない為)</p> <p>(3)電気設備『受変電設備に異音・異臭はないか?』→資格の無い者は立入禁止の区域です。</p> <p>(4)電気設備『自家発電設備に、異音、警報ランプは表示されているか?』→一番大事な事は負荷運転と無負荷運転の切替が正しくされているのか? (この切替が正しく行われていないと電気の大事故になる。)また、一人作業はかなり危険なので、必ず複数人で行う事。(安全第一)</p> <p>(5)電気設備『分電盤の、損傷、腐食、異音、異臭が無い?』→自宅の分電盤と違って、施設の分電盤は、一般人が絶対触ってはならない。必ず、タキゲン等の施錠を確認する事。</p> <p>(6)衛生設備『1-2受水槽の点検?』→先に、水の塩素濃度の点検でしょ。水が飲めるか?飲めないか?ですよ。</p>	<p>【案の修正なし】</p> <p>このページに記載の点検マニュアルは、法定点検や専門家による点検項目ではなく、施設管理者による日常点検の項目を記載したものです。施設管理者による点検は、不具合箇所を早期に見落としなく発見するためだけでなく、精度の問題以上に「施設の状態や危険箇所を認識すること」に意義があり、施設管理の質向上に繋がるものです。これとは別に、法定点検等については、各施設において、専門業者に委託し、法令等に基づき適切な点検を実施しております。</p>

<p>(7)衛生設備『ポンプからの異常振動、異音が無い か?』→ポンプですから、先にパッキン等からの水 漏れ状況の点検ですね。当然です。</p> <p>(8)空調設備『熱源（吸収式／ボイラー）等の点検』 が全く記載無い。→一般家庭のクーラー／湯沸器／ 御風呂と違って、施設の熱源は巨大な窯で、取扱い を誤ると爆発や大惨事の危険性が有る。</p> <p>(9)搬送設備『始業前点検』は当然です。→E V異常 は閉じ込め等のリスクが有るので、必ず安全研修を して置く事。</p>	
<p>【No.34】チェック項目が建築、設備の技能を保有し ている専門家の仕事であり素人の市民にはチェック できない項目だと思います。</p>	<p>【案の修正なし】 このページに記載の点検マニュアルは、市 民の皆様にご覧いただき点検項 目ではなく、施設管理者による日常点検の 項目を記載したものです。また、施設管理 者向けに日常点検の方法について研修を 実施しております。</p>
<p>【No.35】表6と表7のチェック項目を見る限り、 素人の市民には発言の機会もないように思えて、市 民メンバーは組織を構成するだけのメンバーになる か、去って行くのではないかと考えています。</p>	<p>【案の修正なし】 このページに記載の点検マニュアルは、市 民の皆様にご覧いただき点検項 目ではなく、施設管理者による日常点検の 項目を記載したものです。市民協働によ り、必ずしも組織を発足するものではござ いませんが、今後も行政運営にご協力願 いいたします。</p>